

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第七十一号

河川管理員設置規則を次のように定める。

昭和二十三年十月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

河川管理員設置規則

第一條 河川管理のため、河川法第十五條の規定によつて、河川管理員を置き、その定員を六名とする。

河川管理員は、鳥取縣吏員を以てこれに充て、前項定員の外、必要があると認めるときは、臨時にこれを増員することができる。

第二條 河川管理員には、別記様式による河川管理員章を交付する。

第三條 河川管理員は、左の事項に関する職務に従事す

昭和二十三年十月十二日 火曜日
第千九百五十一号

- 一、河川の敷地又は流水の占用若しくは使用の許可に関する事項
 - 二、河川法第十七條に規定する工作物の新築、改築若しくは除去の許可に関する事項
 - 三、河川内の土石、砂利その他生産物の採取の許可に関する事項
 - 四、河川並びに河川の附屬物及び河川附近地の取締に関する事項
 - 五、河川台帳の整理に関する事項
 - 六、その他河川の管理上必要なる事項
- 第四條 河川管理員は、前條の取締にあたるときは、第二條の河川管理員章を携帯しなければならない。
- 第五條 河川管理員の費用は、縣の負担とし、その支給方法は、有給縣吏員の例による。

鳥取縣公報 昭和二十三年十月十二日 第千九百五十一号 (昭和二十三年十月十二日)

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。
昭和十一年六月鳥取縣令第十六号(河川管理員設置規程)
は、これを廃止する。

第二條による河川管理員章の様式

表	第 号
河川管理員章	
所屬庁名	
職氏名	
裏	昭和 年月 日交付
面	鳥 取 縣 印

横 七
縦 五
種 類

鳥取縣規則第七十二号
墓地埋葬等に関する法律施行細則を次のように定める。
昭和二十三年十月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

墓地埋葬等に関する法律施行細則

第一章 墓地、納骨堂及び火葬場

第一條 墓地及び火葬場は左の三種とする。

第一種 何人でも埋葬又は火葬するもの。

第二種 従來の慣例により共同して埋葬又は火葬するもの。

第三種 所有者に限つて埋葬又は火葬するもの。

第二條 墓地、納骨堂及び火葬場は公共のため、その他やむを得ない理由がないときは、これを新設し又はその区域を拡張することはできない。

第三條 墓地埋葬等に関する法律(以下法という)第十條第一項の規定による許可を受けようとする者は、第一号様式による申請書を提出しなければならない。

法第十條第二項の規定により許可を受けようとするものは、第二号様式による申請書を提出しなければならない。

第四條 墓地及び火葬場を新設するには次の土地を選ば

なければならない。
一、墓地は國道、縣道、鉄道、大川、湖に沿わず、人家から百十米以上離れたところで土地高く乾燥し、飲料水に支障のない地。
二、火葬場は國道、縣道、鉄道、大川、湖に沿わず、人家から百二十米以上離れたところであつて飲料水に支障のない地。
特別の理由があるときは前項の規定によらないことができる。

なければならない。
一、墓地は國道、縣道、鉄道、大川、湖に沿わず、人家から百十米以上離れたところで土地高く乾燥し、飲料水に支障のない地。
二、火葬場は國道、縣道、鉄道、大川、湖に沿わず、人家から百二十米以上離れたところであつて飲料水に支障のない地。
特別の理由があるときは前項の規定によらないことができる。

第五條 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者に異動を生じたときは(死亡したときは戸籍法の届出義務者又はこれに準ずるものとする)二十日以内に知事に届け出なければならぬ。

第六條 墓地の周圍(墓地と墓地でない地との境界をいう)には樹木を植えなければならない。墓地の地域内には三米以上の樹木を植え又は垣塀をしなければならぬ。但し従前よりあるものはこの限りでない。

第七條 火葬場には周圍に垣塀を設けるとともに煙突を

設けるなど臭氣を防ぐ装置を購置しなければならない。但し山林原野にして人家がら遠地にあるものはこの限りではない。

第八條 墓地、納骨堂及び火葬場は使用者がその清潔及び修繕を担当しなければならない。但し使用者のない部分は管理者においてこれを担当しなければならない。

第九條 法第九條第一項において市町村長が行うときは墓地又は火葬場管理者に通報しなければならない。

第十條 改葬するときは相当の消毒をしなければならない。

第十一條 墓穴の深さは二米以上でなければならない。但し火葬の遺骨を埋葬する場合は、この限りではない。

第十二條 火葬は成るべく日没後これを行わなければならない。但し傳染病による死体はこの限りではない。

第十三條 火葬場には火葬を終えた後骨を残しておいてはならない。

第十四條 墓地の管理者は埋葬前墓穴の検査をしなければならない。

00068

第十五條 管理者は左の場合には埋葬又は改葬を拒まなければならぬ。

- 一、第十條の規定に違反したとき
- 二、第十一條の規定に違反したとき

前項の規定によつてこれを拒んでもなおこれを行おうとする者並びにひそかに埋葬又は火葬を行おうとする者を発見したときは、速かに警察官吏に届け出なければならぬ。

第十六條 左の各号の一に該当する者はこれを二千円以下の過料に科する。

- 一、第五條及び第十五條第二項の規定による届け出を怠つた者
- 二、第六條乃至第八條、第十條及び第十一條、第十三條乃至第十五條第一項の規定に違反した者

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年二月鳥取縣規則第七号墓地及び埋火葬取締規則はこれを廃止する。

第一号様式

第何種墓地(火葬場) 新設許可申請書

納骨堂 何郡(市)町(村) 大字何字番号地目反別何程の内 何郡(市)町(村) 氏名 所有(共有)地

一、反別何程 一、地價及び地租金額

右は何々により第何種墓地(火葬場)として新設した

したので墓地、火葬等に関する法律第十條第一項の規定により左記図面を添えて申請いたします。

記

墓地(納骨堂又は火葬場)及びその附近の略図 納骨堂(又は火葬場)の敷地及び建物の図面

年 月 日

申請者何郡(市)町(村) 大字何字何番地

氏 名

地 主 連 署

鳥取縣知事殿

00069

第二号様式

第何種墓地(火葬場) 区域(拡張、縮小、許可申請書)

納骨堂 何郡(市)町(村) 大字何字番号現在墓地(火葬場、納骨堂) 反別何程何郡(市)町(村) 大字何字番号地目反別何程の内何郡(市)町(村)

- 一、反別何程(分合は此処に各反別を分記するを要する)氏名所有(共有)地
- 一、地價及び地租金額(廃止には記載しなくてよ)

右は既設の第何種墓地(火葬場)何々により(区域の拡張、縮小)を要する事由を記すること(区域(拡張、縮小)分合、廃止)を添えて申請いたします。

一、既設墓地(納骨堂又は火葬場)及びその附近の略図 二、既設納骨堂(又は火葬場)の敷地及び建物の図面 三、変更後の区域(若しくは施設)の図面

記

年 月 日

申請者何郡(市)町(村) 何字何番地

氏 名

地 主 連 署

鳥取縣知事殿

告 示

鳥取縣告示第五百十六号

食糧確保臨時措置法第十九條第三項の規定により、鳥取米子兩市に地区農業調整委員会を設置しその名称並びに区域を次の通り定める。

昭和二十三年十月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取市

名 称 区 域

稲葉地区農業調整委員会 百谷、滝山、小西谷、卯垣、岩倉、岩倉新道 美保地区同 古市、富安、吉成、的場、大覚寺、宮長、叶敦津

00070

富桑地区同 品法、西品治、田島
 中ノ郷地区同 田護寺、覺寺、浜坂、浜坂新田
 賀露地区同 賀露
 日市地区同 其の他の区域
 米子市 其の他の区域

住吉地区農業調整委員会 旗ヶ崎、安倍、上後藤
 車尾地区同 車尾、觀音寺、中島
 加茂地区同 兩三柳、河崎
 福生地区同 上福原、皆生
 福米地区同 西福原、東福原、米原
 旧米子地区同 其の他の区域

鳥取地方農業調整委員会 鳥取市
 米子地方同 米子市
 岩美地方同 岩美郡
 八頭地方同 八頭郡
 氣高地方同 氣高郡
 東伯地方同 東伯郡
 西伯地方同 西伯郡
 日野地方同 日野郡

○鳥取縣告示第五百十七号
 食糧確保臨時措置法第二十五條第二項の規定により地方
 農業調整委員会を設置しその名称並びに区域を次の通り
 定める。

昭和二十三年十月十二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

○鳥取縣告示第五百十八号
 木材業者及び製材業者登録規程第四條第三項の規定に基
 き次のように登録をした。

昭和二十三年十月十二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00071

住 所	氏 名	材種	登録番号	登録年月日	営業所工場の位置
日野郡江尾町江尾四二	齊藤万作	木材業	鳥取縣 ²³ 受林 第三三四七号	昭和二十三年十月九日	住所に同じ
東伯郡小鴨村下大江一八三	下大江共同作業場 責任者 宮本長藏	製材業	同三三四八号	同	同
日野郡山上村茶屋 二二九五ノ一	山上木材株式会社	同	同三三四九号	同	同
東伯郡倉吉町大正町 一〇七五ノ二〇	大正林業合資会社	同	同三三五〇号	同	日野郡日野村舟場嶺山六六三
鳥取市上町六五	吉田長六	同	同三三五一号	同	鳥取市上町一〇三一〇〇四
島根縣能義郡島田村 黒井田七	畑山 博	同	同三三五二号	同	西伯郡逢坂村下市字清水谷 二、五一一
西伯郡所子村神原二〇四ノ二	坂田重吉	木材業	同三三五三号	同	住所に同じ
岩美郡岩井町岩井一七〇	岩井町	同	同三三五四号	同	同上五七六
鳥取市行徳九ノ七	鳥取相互木材株式会社	同	同三三五五号	同	住所に同じ
大阪市福島区大開町三丁目 五二	三菱製紙株式会社 浪速工場	同	同三三五六号	同	東伯郡倉吉町西町 二、六六九ノ四
日野郡山上村茶屋 二二九三	山上木材株式会社	同	同三三五七号	同	住所に同じ
鳥取市寺町一五〇	東亞木材工業株式会社	製材業	同三三五八号	同	同
東伯郡倉吉町米田一六七	酒井荷藏	木材業	同三三五九号	同	同上余戸谷町三〇八九ノ一

◇鳥取縣告示第五百十九号
 食糧確保臨時措置法第四條第一項による昭和二十一年産
 麥類(蠶豆豌豆を含む)の生産数量、生産者保有数量及
 び供出割当数量を次のように定める

昭和二十三年十月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(單位玄米石)

市町村名	生産数量	生産者保有数量	供出割当数量
鳥取市	二、一七二	一、七七一	四〇一
米子市	三、九一六	三、三〇七	六〇九
岩美郡			
倉田村	九二一、五	七二四、五	一九七、〇
米里村	五二二、九	四四二、九	八〇、〇
宇倍野村	七〇五、一	三四九、〇	三五六、一
成器村	九七、七	八七、四	一〇、三
大茅村	三三、四	二六、二	六、二
面影村	五四六、三	四四七、八	九八、五
津ノ井村	五三九、三	四六六、四	七二、九
福部村			
大岩村			
本庄村			
小田村			
網代村			
浦富町			
田後村			
東村			
岩井町			
蒲生村			
計	五、九九八、五五、〇五九、五	四、五五九、五	九三九、〇
賀茂村	七八一、〇	五二〇、〇	二六一、〇
國中村	九三才、〇	六二九、〇	三〇七、〇
船岡村	五九〇、〇	三九八、〇	一九二、〇
大伊村	三九三、〇	三〇三、〇	九〇、〇
國英村	七六四、〇	五三四、〇	二三〇、〇
河原町	七二四、〇	四九九、〇	二二五、〇

八上村	二八一、〇	一九九、〇	八二、〇
西郷村	三七四、〇	二九〇、〇	八四、〇
散岐村	六五七、〇	五〇三、〇	一五四、〇
大御門村	四四二、〇	三一九、〇	一二三、〇
筆村	六二三、〇	四八五、〇	一三八、〇
安部村	五三八、〇	四三〇、〇	一〇八、〇
八東村	五五一、〇	四三九、〇	一一二、〇
丹比村	八二六、〇	六三三、〇	一九三、〇
若櫻町	二七二、〇	二四六、〇	二六、〇
池田村	五七、〇	五三、〇	四、〇
上私都村	九〇、〇	八一、〇	九、〇
中私都村	三八〇、〇	二八六、〇	九四、〇
下私都村	五三九、〇	三六一、〇	一七八、〇
大村	四三九、〇	三二六、〇	一一三、〇
用瀬町	一九六、〇	一五四、〇	四二、〇
佐治村	二四五、〇	二〇四、〇	四一、〇
社村	三六八、〇	三〇三、〇	六五、〇
智頭町	二六八、〇	二二九、〇	二二、〇
山郷村	三〇、〇	二八、〇	二、〇
富澤区	一八四、〇	一六三、〇	二一、〇
土師区	三一〇、〇	二六四、〇	四六、〇
那岐区	二〇九、〇	一八八、〇	二一、〇
山形区	七、〇	七五、〇	四、〇
計	一一、一四六、〇九、一四二、〇三、〇〇四、〇		
氣高郡			
神戸村	一四二、七二	一三六、七二	六、〇〇
大和村	六五三、九四	四一五、七四	二三八、二〇
美穂村	九九四、八七	六一二、八七	三八二、〇〇
大正村	七二八、五〇	四九三、二〇	二三五、三〇
東郷村	三九八、一九	二九七、六九	一〇〇、五〇
明治村	四七四、五九	四〇四、八九	六九、七〇
豊美村	七四七、〇五	四五二、八五	二九四、二〇
松保村	七四八、九四	四八七、五四	二六一、四〇
千代水村	七二六、四〇	四四〇、二〇	二七六、二〇
湖山村	五五九、二四	三九二、一四	一六七、一〇
吉岡村	二八二、三一	二四五、九一	一二六、四〇

大郷村	四一四、八二	三三七、五二	七七、三〇	上井町	五四五、八	四三五、四	一一〇、四
末恒村	二七四、五八	二五九、六八	一四、九〇	長瀬村	一、二六四、八	八七八、〇	三八六、八
寶木村	五七七、二五	四七一、五五	一〇五、七〇	淺津村	七〇五、四	五四一、五	一六三、九
酒津村	二六、一七	二六、一七	—	橋津村	一五一、三	一三四、七	一六、六
瑞穂村	四六九、五〇	三二九、九〇	一三九、六〇	宇野村	一四九、二	一四六、二	三、〇
鹿野町	四六一、三九	三六六、六九	九四、七〇	泊村	三九七、二	三六九、三	二七、九
勝谷村	六〇八、一五	三七四、二五	一三三、九〇	舍人村	三七八、六	三〇七、九	七〇、七
逢坂村	六七六、一三	四五〇、一三	一二五、九〇	東郷松崎村	七〇八、五	五五三、三	一一一、九
小鷲河村	一六四、八二	一五四、三二	一〇、五〇	花見村	六五七、二	五三五、三	二二、九
浜村町	四五八、八六	四〇一、四六	五七、四〇	小鹿村	七七、五	七二、三	五、二
青谷町	二四五、六五	二二二、四五	三二二、二〇	三徳村	八五、一	七八、六	六、五
日置谷村	四四四、一〇	三二九、九〇	一四、二〇	三朝村	一九八、〇	一七二、六	二五、四
日置村	一四九、〇九	一四一、五九	七、五〇	旭村	五五〇、二	四四三、八	一〇六、四
中郷村	三二七、八七	二五四、四七	七三、四〇	竹田村	五四、〇	五一、四	二、六
勝部村	一四〇、九三	一三三、一三	七八〇	倉吉町	八四九、一	六五〇、三	一九八、八
計	一一、八八六、〇六八、六二三、〇六三、二六三、〇〇	—	—	小鴨村	一〇七四、六	八九三、二	一八一、四
東伯郡	—	—	—	上小鴨村	九一〇、五	六四四、七	二六五、八
西郷村	六七五、六	五〇七、八	一六七、八	矢送村	一四六、〇	一二九、三	一六、七

南谷村	三三一、三	二七五、九	五五、四	以西村	四二五、一	三〇〇、一	一二五、〇
山守村	一〇一、六	九一、三	二〇、三	成美村	六三四、〇	四二六、一	二〇七、九
北谷村	八四二、九	六三九、三	二〇三、六	安田村	七四三、一	四三八、六	三〇四、五
高城村	八五五、九	七〇九、三	一四六、六	下中山村	七五〇、五	四七六、六	二七三、九
社村	一、五八一、八一	一、〇一〇、二	五七一、六	上中山村	四八五、七	三六四、五	一一一、二
灘手村	五七二、七	四四六、四	一一六、三	計	二七、九四二、六二〇、二五〇、六七、六九二、〇	—	—
下北條村	二五一、六	九一四、〇	三三七、六	西伯郡	—	—	—
中北條村	〇四九、一	七三三、五	三二五、六	彦名村	一、〇九三、六	八七三、四	一一〇、二
上北條村	四六九、四	八七二、四	五九七、〇	崎津村	五九四、〇	五五八、九	三五、一
榮村	四六六、八	三四三、二	一一三、五	渡村	八三四、一	七七三、四	六〇、七
大誠村	九七一、一	六九〇、六	二八〇、五	外江町	六二九、四	五八九、八	三九、六
由良町	八五〇、九	六七三、三	一七七、六	境町	一三四、〇	一三四、〇	—
浦安町	一、五八九、九	九七六、五	六一三、四	上道村	三三二、七	三二八、〇	四、七
下郷村	一、二〇八、六	七〇八、五	五〇〇、一	余子村	八二三、一	七八四、一	三九、〇
上郷村	三九七、〇	二九二、一	一〇四、九	中浜村	三八三、四	三六四、三	一九、一
古布庄村	三二一、七	二五二、四	七〇、三	大篠津村	一五五、八	一五四、九	〇、九
八橋町	八九七、四	五七一、五	三二五、九	和田村	二二〇、四	二二九、一	一、三
赤碓町	五六五、九	四九九、三	六六、六	富益村	七五二、一	六七一、九	八〇、二

00076

夜見村	五六三、五	四六七、四	九六、一	大和村	三三四、三	二八一、四	四二、九
成実村	五二五、二	四〇一、七	一一三、五	淀江村	七二三、二	五一七、四	二〇五、八
天津村	九〇七、六	五五九、〇	三四八、六	宇田川村	七〇九、二	四五五、七	二五三、五
大國村	四四五、六	三四五、二	一〇〇、四	高麗村	一、五三〇、四	八二四、二	七〇六、二
法勝寺村	五九六、九	四二五、〇	一七一、九	所子村	一、六四一、〇	九五〇、六	六九〇、四
上長田村	一〇九、九	一〇八、八	一、一	大山村	四二七、五	三七五、三	五二、二
東長田村	八一、〇	八〇、三	〇、七	庄内村	八三一、一	五八九、五	二四一、六
賀野村	五五二、七	四四二、一	一一〇、六	名和村	三三〇、七	二四三、五	七七、二
手間村	五六五、二	四〇七、七	一五七、五	御來屋町	一一一、二	一〇八、三	二、九
尙徳村	四五八、八	三四〇、五	一一八、三	光徳村	六六〇、九	五二二、五	一四八、四
五千石村	七八六、四	四六四、六	三三一、八	逢坂村	八二一、九	五四七、四	二七四、五
幡郷村	九〇八、一	五八三、六	三三四、五	計	二六、二七三、〇	一八、八七五、〇	七、三九八、〇
大幡村	九九二、七	五六九、七	四二三、〇	日野郡			
縣村	九〇六、三	五二七、六	三七八、七	二部村	三八四、四〇	三三二、四〇	五二
春日村	一、五五七、八	八四三、四	七二四、四	溝口町	七九八、三七	六七一、三七	一二七
大高村	九八三、一	六一九、二	三六三、九	八郷村	六八三、五九	五一四、九五	一六九
巖村	七五一、一	四五五、四	二九五、七	日光村	一〇九、三〇	一〇六、三〇	三
日吉津村	五一七、一	三六六、二	一五〇、九	米澤村	一五九、七八	一五四、七八	五

00077

江尾町	二六三、三〇	二三一、三〇	三二
神奈川村	二二二、四〇	一九九、四〇	一三
根雨町	一六〇、二〇	一五四、二〇	六
日野村	二〇八、一〇	一九九、一〇	九
黒坂町	一七三、二〇	一六八、二〇	五
石見村	一〇九、三〇	一〇七、三〇	二
福榮村	五一、一〇	五一、二〇	一
多里村	二一、二〇	二一、二〇	一
日野上村	一〇六、九〇	一〇〇、九〇	六
山上村	〇、三〇	〇、三〇	一
阿毘縁村	〇、一〇	〇、一〇	一
大宮村	〇、一〇	〇、一〇	一
計	三、四四二、〇〇	三、〇一三、〇〇	四二九
合計	九三、七一九	六九、九八一、一六	一三、七三五、〇〇